

I 平成 29 年度の合格者数, 合格点, 基準点などについて

出願者数	18,831 名 (昨年度 20,360 名)
受験者数	15,440 名 (昨年度 16,725 名)
合格者数	632 名 (昨年度 659 名)
対出願者合格率	3.35% (昨年度 3.2%)
対受験者合格率	4.09% (昨年度 3.9%)
合格点	満点 280 点中 207.0 点以上 (昨年度 200.5 点以上)
午前の部 (多肢択一式問題) の基準点	満点 105 点中 75 点 (昨年度 75 点)
午後の部 (多肢択一式問題) の基準点	満点 105 点中 72 点 (昨年度 72 点)
記述式問題の基準点	満点 70 点中 34.0 点 (昨年度 30.5 点)

II 平成 29 年度司法書士試験筆記試験 (記述式問題) の出題の趣旨について

【第 36 問】

問 1 について

問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から, 所有権の登記名義人の住所の変更の登記及び錯誤を登記原因とする所有権の更正の登記を申請すべきことを読み取った上で, 登記を申請する順序及び申請情報の内容についての理解を問い, その正確な記載を求めるもの

さらに, 問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から, 上記の所有権の更正の登記の申請に提供する登記原因証明情報の作成について正確な理解を問うもの

問 2 について

問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から, 相続を登記原因とする抵当権の債務者の変更の登記, 抵当権の債務者の住所の変更の登記及び債務引受を登記原因とする抵当権の変更の登記を申請すべきことを読み取った上で, 登記を申請する順序及び申請情報の内容についての理解を問い, その正確な記載を求めるもの

問 3 について

問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から, 賃借権の設定の登記並びに賃借権について抵当権及び根抵当権に優先させる旨の同意の登記を申請すべきことを読み取った上で, 登記を申請する順序, 登記原因について利害関係人の同意又は承諾の要否及び申請情報の内容についての理解を問い, その正確な記載を求めるもの

【第 37 問】

問 1 について

公開会社でない種類株式発行会社における発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更、取締役、代表取締役及び監査役の変更並びに本店移転及び支配人を置いた営業所移転等につき、提示された資料から読み取り、役員の任期等に留意しながら、登記の申請書を正確に記載した上、当該申請書の添付書面を特定し、納付すべき登録免許税の額を正確に計算することを求めるもの

問 2 について

存続期間の定めのある株式会社における取締役の変更、解散、清算人及び代表清算人の就任、支店廃止等について、提示された資料から読み取り、解散の効力発生日等に留意しながら、登記の申請書を正確に記載した上、当該申請書の添付書面を特定し、納付すべき登録免許税の額を正確に計算することを求めるもの

問 3 について

会社が解散した場合における支配人の代理権についての正確な理解を問うもの

以上

(法務省ホームページより)

II 平成 29 年度司法書士試験筆記試験（記述式問題）の解答例

ア 不動産登記

第 1 欄

(1) 甲建物について 1 番目に申請した登記

登記の目的	2 番所有権登記名義人住所変更	
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付	平成 29 年 6 月 1 4 日住所移転
	上記以外の 申請事項等	共有者甲野一郎の住所 東京都港区六本木八丁目 1 0 番 1 0 号 申請人 甲野一郎
添付情報	コ	

(2) 甲建物について 2 番目に申請した登記

登記の目的	2 番所有権更正	
申 請 事 項 等	登記原因 及びその日付	錯誤
	上記以外の 申請事項等	所有者 東京都港区六本木八丁目 1 0 番 1 0 号 甲野一郎 権利者 甲野一郎 義務者 甲野花子 甲野次郎 甲野三郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報	イ, チ, ツ, ト, ナ	

(3) (X) の欄に記載すべき事実・法律行為

<ul style="list-style-type: none"> 甲野太郎の法定相続人は、甲野花子、甲野一郎、甲野次郎及び甲野三郎である。 甲野次郎は、生前甲野太郎から、法定相続分相当額を超える贈与を受けた。 甲野三郎は、東京家庭裁判所に対し、相続放棄の申述をし、平成 28 年 1 2 月 1 9 日、同申述を受理する審判がされた。 甲野花子、甲野一郎及び甲野次郎の間において、平成 29 年 5 月 5 日、甲建物を甲野一郎が取得する旨の遺産分割協議が成立した。 甲建物につき平成 29 年 5 月 2 3 日東京法務局受付第 2 6 5 5 5 号において、法定相続による所有権移転登記がされた。 よって、前記登記に錯誤がある。

第 2 欄

(1) 甲建物について 1 番目に申請した登記

登記の目的		1 番抵当権変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 28 年 10 月 2 日連帯債務者甲野太郎の相続
	上記以外の申請事項等	連帯債務者 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 甲野花子 東京都港区六本木八丁目 10 番 10 号 甲野一郎 東京都港区六本木八丁目 2 番 2 号 甲野次郎 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		オ, カ, ク, ケ, コ, サ, ス, チ, テ

(2) 甲建物について 2 番目に申請した登記

登記の目的		1 番抵当権変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 29 年 6 月 14 日連帯債務者甲野一郎の住所移転
	上記以外の申請事項等	連帯債務者甲野一郎の住所 東京都港区六本木八丁目 10 番 10 号 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		コ, ス, チ, テ

(3) 甲建物について 3 番目に申請した登記

登記の目的		1 番抵当権変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 29 年 6 月 15 日連帯債務者甲野花子, 甲野次郎の債務引受※
	上記以外の申請事項等	連帯債務者 東京都港区六本木八丁目 10 番 10 号 甲野一郎 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		ウ, ス, チ, テ

※「平成 29 年 6 月 15 日連帯債務者甲野花子, 甲野次郎の免責的債務引受」としてもよい。

第 3 欄

(1) 甲建物について 1 番目に申請した登記

登記の目的		賃借権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 29 年 6 月 30 日設定
	上記以外の申請事項等	賃料 1 月 6 6 5 万円 支払時期 毎月末日 存続期間 20 年 敷金 金 3 1 2 5 万円 賃借権者 株式会社ベイパスタ (会社法人等番号 0200-01-567890) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		エ, ス, チ, テ
登録免許税額		金 8 3 万 7 8 0 0 円

(2) 甲建物について 2 番目に申請した登記

登記の目的		3 番賃借権の 1 番抵当権, 2 番根抵当権に優先する同意
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 29 年 6 月 30 日同意
	上記以外の申請事項等	権利者 株式会社ベイパスタ (会社法人等番号 0200-01-567890) 義務者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 株式会社わかば銀行 (会社法人等番号 0100-01-654321)
添付情報		キ (賃借権が先順位の (根) 抵当権に優先する事実を証するもの), セ, ソ, ニ (株式会社もみじファイナンスのもの)
登録免許税額		金 3 0 0 0 円

イ 商業登記

第 1 欄

【登記の事由】

本店移転

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更

取締役，代表取締役及び監査役の変更

支配人を置いた営業所移転

【登記すべき事項】

平成 29 年 5 月 15 日本店移転

本店 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

平成 29 年 3 月 11 日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

乙種株式 1000 株

甲種株式は，毎事業年度において，普通株式に先立ち年 3% の剰余金の配当を受けるものとする。

乙種株式は，毎事業年度において，普通株式に先立ち年 6% の剰余金の配当を受けるものとする。ただし，乙種株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

平成 29 年 3 月 11 日退任

取締役 A，B，C

代表取締役 A

監査役 D

同日監査役 F 就任

平成 29 年 5 月 15 日就任

取締役 A，B，C

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表取締役 A

平成 29 年 5 月 15 日東京都中央区西京橋一丁目 1 番 1 号の支配人 E を置いた営業所移転

支配人 E を置いた営業所 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

【登録免許税額】

金 9 万円

【添付書面の名称及び通数】

定款 1 通

株主総会議事録 2 通

種類株主総会議事録 1 通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権等を証する書面（株主リスト）

3 通（2 通又は 4 通）

監査役の就任承諾書 1 通

本人確認証明書 1 通

取締役の就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。

取締役会議事録 1 通

代表取締役の就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する。

委任状 1 通

第 2 欄

【登記の事由】

取締役の変更

平成 29 年 6 月 27 日清算人及び代表清算人の就任

支店の廃止

解散

【登記すべき事項】

平成 29 年 6 月 26 日取締役 B 死亡

清算人 A, C

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表清算人 A

平成 29 年 6 月 30 日東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号の支店を廃止

平成 29 年 6 月 27 日存続期間の満了により解散

【登録免許税額】

金 9 万 9 0 0 0 円

【添付書面の名称及び通数】

定款 1 通

死亡を証する書面 1 通

清算人の過半数の一致を証する書面 1 通

委任状 1 通

第 3 欄

支配人の辞任

株式会社の解散は会社支配人の代理権消滅事由の一つと解され、解散の登記の際、支配人に関する登記は職権で抹消される。支配人 E の辞任に先立ち、第一電器株式会社は解散しているため、辞任による代理権消滅の登記はすることができない。

Ⅲ 過去の出題傾向

ア 不動産登記

平成 25 年度（所有権（相続）メイン）

① 登記名義人の住所変更の登記（被相続人の生前の住所移転）
② 遺贈を原因とする所有権一部移転の登記
③ 相続を原因とする持分全部移転の登記（遺言による単一人の相続）
④ 相続を原因とする所有権移転の登記（遺言による処分の前提としての相続登記）
⑤ 弁済を原因とする抵当権抹消の登記
⑥ 売買を原因とする共有者全員持分全部移転の登記（遺言による処分）

平成 26 年度（所有権＋根抵当権タイプ）

① 登記名義人の住所・名称変更の登記（根抵当権者の商号変更・本店移転）
② 元本確定登記（民法 304 条（物上代位）による差押え）
③ 元本確定後の弁済による根抵当権の抹消の登記
④ 信託の目的である抵当権の弁済による抹消の登記と信託登記の抹消
⑤ 一部の共有者の持分に担保権が付いている場合の共有者全員の持分移転の登記（利益相反）
⑥ 借地借家法 23 条 2 項の建物所有を目的とする賃借権設定の登記（論述）

平成 27 年度（所有権＋根抵当権タイプ）

① 相続による所有権移転登記
② 相続による共同根抵当権の債務者変更登記
③ 元本確定後の共同根抵当権の被担保債権の一部代位弁済による一部移転登記
④ 共同根抵当権の極度額の増額の変更登記
⑤ 共同根抵当権の全部譲渡による移転登記
⑥ 共同根抵当権の債務者の追加による変更登記（利益相反）
⑦ 共同根抵当権の債権の範囲の追加による変更登記

平成 28 年度（所有権＋抵当権＋根抵当権）

① 前提としての所有権登記名義人住所変更（共有・代位）
② 財産分与による持分全部移転の登記（判決）
③ 執行文付与の要否及びその理由 （論述 調停調書の内容が「債務者の意思表示が反対給付との引換えに係るとき」に該当するため、権利者は単独で登記申請をする前に執行文の付与を受ける必要がある）
④ 前提としての所有権登記名義人住所変更
⑤ 合併による抵当権移転登記 （前提として商号変更及び本店移転による変更登記不要）
⑥ 解除による抵当権及び根抵当権の抹消
⑦ 一部譲渡による根抵当権一部移転の登記
⑧ 共同根抵当権の追加設定の登記

平成 29 年度（所有権（相続）メイン）

① 相続放棄と特別受益者
② 遺産分割と登記手続
③ 登記名義人の氏名等の変更の登記（名変登記）の要否について
④ 登記識別情報を提供せずにする申請
⑤ 抵当権の債務者の相続
⑥ 賃借権及び賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記

イ 商業登記

平成 25 年度

① 役員の変更
<input type="checkbox"/> 取締役の就任
<input type="checkbox"/> 代表取締役の選定
<input type="checkbox"/> 任期規定の短縮による任期満了
<input type="checkbox"/> 後見開始による取締役の退任
<input type="checkbox"/> 代表取締役の資格喪失による退任
<input type="checkbox"/> 監査役の就任
② 資本金の額の減少
③ 株式譲渡制限に関する規定の設定の変更
④ 取締役会設置会社の定めの設定
⑤ 監査役設置会社の定めの設定
⑥ 株式の消却
⑦ 募集株式の発行（非公開会社・第三者割当て）
⑧ 支店移転
⑨ 支配人を置いた営業所の移転
⑩ 支配人の代理権消滅

平成 26 年度

① 役員の変更
<input type="checkbox"/> 取締役の就任
<input type="checkbox"/> 取締役の重任
<input type="checkbox"/> 取締役の退任
<input type="checkbox"/> 代表権付与
<input type="checkbox"/> 代表取締役の重任
<input type="checkbox"/> 代表取締役の資格喪失による退任
<input type="checkbox"/> 監査役の退任
② 株式譲渡制限に関する規定の設定
③ 取締役会設置会社の定め廃止
④ 監査役設置会社の定め廃止
⑤ 本店移転
⑥ 組織変更による設立（株式会社から合同会社）

平成 27 年度

① 役員の変更
<input type="checkbox"/> 取締役の就任
<input type="checkbox"/> 取締役の重任
<input type="checkbox"/> 取締役の任期満了による退任
<input type="checkbox"/> 取締役の辞任による退任
<input type="checkbox"/> 代表取締役の就任
<input type="checkbox"/> 代表取締役の資格喪失による退任
<input type="checkbox"/> 監査役の就任
② 発行可能株式総数の変更
③ 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更
④ 取締役会設置会社の定めの設定
⑤ 監査役設置会社の定めの設定
⑥ 株式の消却
⑦ 募集株式の発行（非公開会社・第三者割当て）
⑧ 株式交換

平成 28 年度

① 役員等の変更
<input type="checkbox"/> 取締役の就任
<input type="checkbox"/> 取締役の重任
<input type="checkbox"/> 取締役の退任
(監査役設置会社の廃止及び監査等委員会設置会社の定め設定)
<input type="checkbox"/> 代表取締役の重任
<input type="checkbox"/> 監査等委員の就任
<input type="checkbox"/> 監査役の就任
<input type="checkbox"/> 監査役の退任
(監査役設置会社の廃止及び監査等委員会設置会社の定め設定)
<input type="checkbox"/> 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止
<input type="checkbox"/> 会計監査人のみなし再任
② 新株予約権
<input type="checkbox"/> 新株予約権の一部行使
<input type="checkbox"/> 新株予約権の行使期間満了
③ 会社分割（吸収分割）
④ 監査役設置会社の定め廃止
⑤ 監査役会設置会社の定め廃止
⑥ 監査等委員会設置会社の定め設定
⑦ 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定め設定

平成 29 年度

① 株主総会・種類株主総会の決議要件
② 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 <input type="checkbox"/> 株式の種類を追加 <input type="checkbox"/> 種類株式発行会社が公開会社になる場合
③ 取締役、代表取締役及び監査役の変更
④ 本店移転／支配人を置いた営業所移転
⑤ 存続期間の満了による解散
⑥ 取締役の変更／最初の清算人・代表清算人の登記
⑦ 支店の廃止
⑧ 支配人の代理権消滅